

江戸の平和主義や先達の努力

国会議員の3分の2以上は、憲法改正の方向に傾いているようだ。もっとも、改憲に賛成といっても、9条改正反対派まで含んでいるというから、護憲・改憲の対立という単純な図式は成り立たないのかもしれない。

安倍晋三首相は改憲そのものをしきりに口にするのだが、どのような方向にどう変えるかについては明確ではない。9条に3項を足すとか、国防軍にするとか、とにかく体系そのものを自らの言葉で語っていない。こうした首相の下で進む改憲論議は、地に足のついていない空理空論に走りがちに見える。

ところで改憲論議を進める前に、日本社会は考えておかなければならない3点があると、あえて私は強調しておきたい。この3点を踏まえたうえで論じるならまだしも、こんなことも考えていないというなら、改憲論議をする資格はないといっているのではないのか。

- (1) 江戸時代の不戦姿勢を知る
- (2) 現憲法制定時の先達への畏敬（いけい）の念
- (3) 天皇にとっての戦争

(1) についていうと、江戸時代は日本はただの一回も対外戦争を行っていない。270年近く、庶民の間では戦争という語さえ死語同然になっている。むしろ江戸幕府の統治すべてを容認するわけではない。しかし戦うべき要員の武士もその戦いのエネルギーを学問、武芸、さらには倫理徳目などの人格陶冶（とうや）に向けていたわけだから、極めて抑制の利いた文明観をもっていたということだろう。同時に各藩とも軍事観をもたなかったかという、そうではなく、どの藩でも情報収集・分析に努め、国内での争乱に対応している。

戦争がないという江戸時代のこの状況を消極的平和主義とみる考えがある。ひとたび戦争になれば、憎悪、差別、異様な忠誠心が必要となる。江戸時代には戦争がなかったにせよ、こういう心理は内在していた。これを克服していたなら、まさに積極的平和主義だったわけだ。江戸時代の消極的平和主義による不戦・非戦の徳目が潜在化していて、現在の憲法9条はこれが顕在化したにすぎないという見方をしてもいいのではないかと思うほどである。

(2) についていえば、現在の憲法をつくる過程で幣原喜重郎、吉田茂、金森徳次郎といった政治家たちや法務官僚がどれほどの苦労を重ねたかを考えるべきだと思う。昭和21（1946）年当時の国会議員たちもこの憲法を制定するために、誰もが努力を続けた。連合軍総司令部（GHQ）との交渉を続けたのちの内閣法制局長官である佐藤達夫らの努力は忘れるべきではない。憲法前文の「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」などは、むしろ国会で修正されて加えられたとされている。

占領下でありながら、自分たちの理想追求を掲げるべく努力した先達に対して、まずは畏敬の念をもつ。この畏敬の念を前提にして、今なぜ改正しなければならないかを説いていくべきである。押しつけ憲法、占領憲法、マッカーサー憲法、果ては「みっともない憲法」と罵倒を浴びせるのは、その分だけ歴史や先達を侮辱しているのと同義語である。

元々、占領憲法という語を占領時から用いているのなら、GHQに対抗する意識のある気骨の士という言葉が成り立つかもしれない。しかし日本が講和条約が発効して独立を回復してから、こういう言い方をしているところに、その魂胆が見え隠れしているのではと考えるくなる。

(3) は私見になるのだが、近代日本の天皇が――いや歴代天皇が、といってもよいだろうが――存在する「目的」は、1点にしぼることができる。「皇統を守る」ということだ。戦時下の用語でいえば国体護持である。天皇にはこの目的のために「手段」がある。宮中での祈り、五穀豊穰（ほうじょう）を祈っての田植え、あるいは平和を祈念しての外交上の役割など、その手段は、一部が憲法上の国事行為ともされている。ところが昭和10年代（35～44年）の大日本帝国はその手段として戦争を選んだ。戦争によって「皇統を守る」選択をしたのである。もとよりこれは軍部が強引にこの手段を選択するよう圧力をかけたというべ

きであった。昭和天皇は3年8カ月続いた太平洋戦争の期間、心中では常に、この手段を選択したことによる戸惑いや不安と闘っていた。

現天皇はその「おことば」を見る限り、この手段は選ばない、ないし選ぶべきではないと考えていることが明確にうかがえる。もし憲法改正を行って、天皇をかつてのように大元帥にすることなど、これからの時代に果たして可能なのか。こうした点を緻密に論じなければ、日本社会における軍事のあり方は根本から揺れてしまう。

憲法改正論議は、さてこの3点にどういう姿勢を明確にしていくのか。私は冷静に見守っていたいと思うのである。